

古來檢地條目之事

- ① 一 檢地は百姓の身代浮沈に候間別て念入、第一其郷の大目にして肝要に候、田畑上中下の伏場、或は反高出目有^レ之歟、不足可^レ致歟の考迄大目にて見定、諸事了簡いたし、御繩無^三強弱^一正道に打可^レ申事
- ② 一 田畑上中下の位付專一に候、惣て甲乙無^レ之地方は、村付より上へ順に野末を下に致し、三ツ折等分の位付作法に候得ば、山方野方の村々は、相違の地方可^レ有^レ之、猶又用水惡水懸引旱損水損所收納の勝手迄、相考位付可^レ致^三了簡^一候事
- ③ 附□ 田畑位付致^三明白^一、地詰の節相違なき様可^レ致事
一 上郷下郷の分、地面の善惡に計不^レ可^レ限、農業の外に餘勢有^レ之歟、田方過不足、又は野山草飼場の勝手迄大概舍^レ之、無^三甲乙^一様可^レ相考^一事
- ④ 一 竿打は四人に不^レ可^レ過、田畑或は穂の上、刈田荒畑等の打様彌致^三吟味^一、一日の内にも幾度も様し打可^レ爲^レ致、殊に入替多く込候事、大田畑不^レ及^レ目所は、幾度も差切打候て、別筆か入歩に可^レ致、御繩反別多致し安く候ても、鹿相にては不^レ宜候事
- ⑤ 一 壹組の内にも、手分いたし打申間敷事
- ⑥ 一 寺社屋舗の儀は、詮議の上屋敷分計除き、帳面に反別を顯し可^レ申候、然れども不^レ及^三了簡^一儀は、衆評の上相極、猶不^三相濟^一儀は、伺の上相極め可^レ申事
- ⑦ 一 道橋井堀添狭く打詰申間敷事
- ⑧ 一 案内致し候名主百姓に、引落爲^レ無^レ之誓紙可^レ申付^一事
- ⑨ 一 勘定場帳面認候場へ、他の者入間舗事
- ⑩ 一 親の田畑子共に分候共、銘々持主名を付可^レ申事
- ⑪ 一 一村の内名主大勢有^レ之、組下の百姓分候得は、誰組と書附、以來名田の分紛敷無^レ之様可^レ致事
- ⑫ 一 日々打候本帳出來候は、頭付無^レ之以來毎日百姓に貸渡申、間違、名違、落地、二重付の有無吟味可^レ爲^レ致事
- ⑬ 一 間竿は大工曲尺にて、壹丈貳尺貳分に可^レ相極^一事
- ⑭ 一 往還の大道通、田畑作場道、并落堀圍堤等の端通は、三尺ヅ、除可^レ申事
- ⑮ 一 年季を定、田畑質物に入候者有^レ之候哉相尋、質入候もの有^レ之、何年以前何年より何年迄、何ヶ年季に入置候得共、年季明請返不^三相成^一、田畑流地に成候歟、又は何年前質入に致し、今に年季明き不申候と欺申候は、其通證文取^レ之、其者の名を可^レ記事

右之通可^レ相心得^一候、猶不^三相分^一儀は相伺可^レ申者也
年號月日

享保十一年年被_二仰出_一候新田檢地御條目之事

- ① 一 關東所々新田畑屋敷檢地の儀、先達て地所割渡有_レ之候分は、帳口より番付の地引帳申付候上、田畑壹枚切、右の番付反畝歩へ地主名書の札を立させ、檢地濟次第右の札伏させ可_レ申事
- ② 一 村々にて内割いたし、反畝歩分置候所、反別地引帳に記し、札立候儀、右同斷、若反別不_レ知候は_レ檢地可_レ致、順々番附を極め、右の趣地引帳拵、右同斷札を爲_レ建可_レ申事
- ③ 一 但野帳は、先達て割渡、或は割賦の反畝歩を肩書に、番付不_レ紛落地無_レ之様可_レ致事
- ④ 一 村境并本田畑古新田畑境は、檢地不_二取懸_一前方、双方名主組頭、或は庄屋年寄等案内の者立會、右の境目不_レ紛様に境目杭爲_レ立可_レ申事
- ⑤ 一 但右の境目双方申分有_レ之、境目不分明の境所有_レ之候は_レ、双方吟味の上、繪圖書付以可_二相伺_一事
- ⑥ 一 其村名主年寄組頭、竝百姓の内吟味の上、人數相應に申付、落地仕間敷、竝道筋用水溝幅等無益の儀無_レ之様、有體に案内可_レ仕旨誓詞可_二申付_一事
- ⑦ 一 但繩引竿相打召仕に至迄、若非儀有_レ之ば、御代官御勘定人の内へ早速可_二申出_一旨、誓詞前書に可_二書載_一事
- ⑧ 一 間竿は六尺一分一間の積にて、長一丈二尺二分に込、間竿を以打_レ之、一反三百坪可_レ爲事
- ⑨ 一 繩は壹間ヅ、の管繩、長六十間或は三十間繩を可_レ用、繩延縮可_レ有_レ之間、早朝竝四ツ時八ツ時改_レ之、勿論くだ違目無_レ之様、一間ヅ、間數の札を付可_レ申事
- ⑩ 一 一間數の端尺、六寸、一尺二寸、一尺八寸、二尺四寸、三尺六寸、四尺二寸、四尺八寸、五尺四寸、右の寸尺に不足の分は捨_レ之、算用に歩請一步は捨、二歩は三步に足し、是より上の端歩は准_レ之捨加を致し、畝歩合候様可_レ仕事
- ⑪ 一 附間竿數を入候ては改之寸尺を用、平均の寸尺は右の通寸尺可_レ用事
- ⑫ 一 田畑一枚切間數合帳に付讀合の上、合算にて反畝歩を用ひ、其場にて二帳ともに間數反畝歩へ、御勘定人印形可_レ仕候、尤間數反畝歩相違有_レ之間敷候得共、案内の者にも存寄爲_レ申、違可_レ有_レ之趣に候は_レ改可_レ直事
- ⑬ 一 野帳の内一通、日々百姓共へ貸渡、間數反畝歩相違も有_レ之間敷哉を相尋、少にても申分有_レ之ば、其品承届直し可_レ申事
- ⑭ 一 田畑共に字入念可_二書付_一、并道幅、用水、惡水、堀切改等、其際に田畑脇書に可_レ記事
- ⑮ 一 新田所々御年貢米可_二詰置_一、藏屋敷有_レ之候は_レ、屋敷地の檢地入高に結、物成引に致、勿論檢地帳奥書に委敷可_レ記事
- ⑯ 一 附田畑の内大石大木等有_レ之候は_レ、吟味の上除_レ之、其品地株の脇書に可_レ致事
- ⑰ 一 一 寺社領の境目吟味の上、不_レ紛様帳面に可_二記置_一事
- ⑱ 一 新田畑屋敷畑林畑等の内寺社有_レ之、願の上相立分は、其場の分可_レ爲_二無檢地_一、願不_二申出_一分は、檢地の内へ可_レ入、廟所は見捨地たるべき事
- ⑳ 一 附檢地いたし候分は、其田畑際并總高の所へ、明細に可_レ記事
- ㉑ 一 借家并小作有_レ之候は_レ、帳面に本地主を可_レ記、借家主小作の名を記度由相願候は_レ、本地吟味の上可_二相分_一様、又本地主の脇へ願の通可_レ記事
- ㉒ 一 田畑位付、其村本田畑の位付を元に用ひ、上上ノ下、中中ノ下、下下ノ下見付、何れも壹斗劣に
- ㉓ 一 新田畑に位を可_レ極、勿論其村古田畑眞土の所、新田畑野土に候は_レ、隣郷致_二吟味_一、野土の場_{（マ）}の位を見合、土地相應に相極、其村本田畑は野土、新田畑は眞土に候は_レ、隣郷眞土の所の位を以、右同斷見計可_レ極、屋敷は其村の上畑の位付たるべき事
- ㉔ 一 屋敷の内家下庭構の分、上畑の位付可_レ爲、屋敷構の内畑は見分の位を以、藪錢林錢可_二申付_一候、若不相應の藪林仕立候は_レ、可_レ遂_二吟味_一事
- ㉕ 一 漆、茶、桑、楮等植付有_レ之候は_レ、其植付に不_レ構、土地相應の可_レ爲_二位付_一事
- ㉖ 一 早損水損の申立有_レ之候は_レ、一切聞届不_レ申、其土地相應の石盛可_二相極_一事
- ㉗ 一 新田畑に竹木葭等生立、或は芝地有_レ之候は_レ、吟味の上田畑に開發可_二相成_一場は、地相應に致_二檢地_一、開願相濟候趣を以、畝下の吟味可_レ有_レ之候、田畑に不_二相成_一場所は、是又右願濟候節の趣相極、又候林畑或は山野錢見計可_二申付_一事
- ㉘ 一 兩毛作片毛作共無_二差別_一、土地相應の石盛可_二相極_一事
- ㉙ 一 田畑位付土地再見分の爲に候條、檢地の上別段に相廻石盛位付可_レ致事
- ㉚ 一 案内のもの誓詞申付候上、土地壹貳付の書付、所により一ヨリ十五六迄段々爲_レ付取_レ之候上、御

代官御勘定人下役手附を以入札いたし、案内のもの位付を以見合、相談の上可_二相極_一事

- ⑳ 一 檢地帳相極候はゞ、御代官御勘定人、竝下役竿取案内の百姓共致_二連判_一、清帳貳冊可_二差出_一候、壹冊は其村の名主へ相渡、壹冊は御勘定所へ可_レ納事

- ㉑ 一 新田畑屋敷、總て開發願の趣と相違候儀有_レ之候はゞ、吟味の上願候通可_二相極_一、品に寄り申分無_レ據儀に候はゞ、吟味の上其通相極、其品を以書附、檢地仕廻候上可_二相達_一事

- ㉒ 一 間數反畝歩石盛付、總て檢地致方村中總百姓申分無_レ之哉、竝竿打繩引等下々迄非分成仕方無_レ之哉、吟味の上申分無_レ之候はゞ、其段總百姓連印一札可_レ取事

- ㉓ 一 竿取繩引の者は吟味致し爲_レ勤、檢地の場へは無用の人足不_二差出_一候様可_二申付_一事

- ㉔ 一 作毛不_二踏荒_一様に入念可_レ申候、且又御代官御勘定人、竝下役竿取等に至迄木錢を拂、其場有合の野菜物を以、一汁一菜の外酒肴一切は差出、諸事費無_レ之様吟味可_二申付_一事

右檢地の百姓永代の家督に候間、檢地石盛地面相當候様可_二入念_一也

午八月

追て條目寫相廻候間、在府無_レ之面々は、留守居の者致_二披見_一可_二相返_一候、以上、

- ㉕ 一 此度關東所々新田畑、并見取場檢地の儀に付條目相極候間、各檢地の所有_レ之候はゞ、右の趣を以檢地の積り被_二相心得_一、尤檢地可_レ致處於_レ有_レ之は可_レ被_二相伺_一候、以上

午八月廿九日

井澤惣兵衛	細田彌三郎	神谷武右衛門
辻六郎左衛門	杉岡彌三郎	萩原源左衛門
稻野下野守	久松大和守	筧播磨守

右始に記たるは古代の條目にして、古田新田の無_二差別_一、一體の檢地條目と見えたり、後に記たるは近來の新田檢地の御條目也、前には古田たりといふとも、地詰にて百姓困窮に及び、或は年久敷檢地にて、田畑伏替場水帳引合一向に不_レ知、持主も其田畑の本歩を不_レ知類ひ御願申上れば、御檢地被_二仰付_一事あり、ヶ様の類都て村分減少するなり、御高増減共に御高帳動事なれば、容易の事にあらず、其上御入用も懸るなり、依_レ之當時右田の檢地は、能々無_レ據儀は不_レ知、先は不_レ被_二仰付_一、然れ共地押等は品に寄被_二仰付_一候儀も有_レ之候、是以容易ならざる事也、雖_レ然其時の品に寄一概には云ひがたし

1) 「**解題 地方落穂集** (中略) 本書は徳川時代に於ける治民の事に關し、官民の心得べきあらゆる規則、取締、慣例、及裁決等の雜事を集録したるものにして、正編、追加、續編、聞傳叢書 (或は續々編と稱す) 合せて四十八卷の一大雜書なり、(中略) 本書の内容は、夫の地方凡例録、地方大成、若くは地方大概集など云へるもの類にして、主もに地方に關する處置取扱等を記したるものなれども、(中略) 要するに本書は、徳川時代に於ける法制經濟の資料を、殆んど遺漏なく、網羅したるものにして、其資料搜索の爲めには、最も便利なるものと云ふべし

本書の著者は、刊本正編には「寶曆十三癸未孟春武陽隱士泰路」と記しあるも、其の泰路なるものゝ本姓名、未だ詳かならず、又追加以下は、勿論各々其の著者を異にすべきや明かなれども、總て何人の手に成りしものなるや、今之を知ること能はざるなり、併し本書の如きは、元來著者の意見論説等を、集録したるものにあざれば、其の記名なきも、固より何等の差支へなしと信ず (中略) 大正四年二月 瀧本誠一 瀧本誠 一編『日本經濟叢書』卷九 (大正四年、日本經濟叢書刊行會) 解題一頁〜三頁

※ 右条目中の漢字 (異体字) の一部を**変更**、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号 (古來檢地條目之事①〜⑮・享保十一年被_二仰出_一候新田檢地御條目之事①〜⑳)、並びにルビの (ママ)・(空白) は拙職が加入した。

※ 平成二十二年五月二十五日 金子和也写